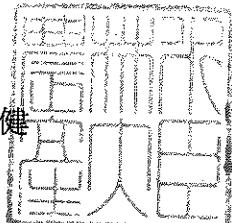


30消安第259号
平成30年4月24日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 齋藤 健



食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記について、貴委員会の意見を求める。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査を行うこと。

ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイプラビン注100）

